

証券コード 6864

2026年6月5日

(電子提供措置の開始日2026年6月3日)

株 主 各 位

神奈川県横浜市港北区綱島東六丁目3番20号

株式会社 エヌエフホールディングス

代表取締役社長 吉 沢 直 樹

第73回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、当社第73回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト「第73回定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://nfhd.co.jp/jp/ir/gsm/index.html>

また、上記のほか、インターネット上の下記ウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>

上記の東京証券取引所ウェブサイトアクセスして、当社名または証券コードを入力・検索し、「基本情報」「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご覧ください。

なお、当日ご出席いただけない場合は、インターネットまたは書面により議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2026年6月24日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2026年6月25日（木曜日）午前10時
2. 場 所 神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号
新横浜グレイスホテル
(末尾の「第73回定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3. 目的事項
報 告 事 項 1. 第73期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
事業報告の内容、連結計算書類の内容並びに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第73期（2025年4月1日から2026年3月31日まで）
計算書類の内容報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 補欠監査役1名選任の件

第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）
継続の件

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ◎次の事項につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、株主様に対して交付する書面には記載しておりません。なお、監査役および会計監査人は次の事項を含む監査対象書類を監査しております。
 - ・連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結注記表）
 - ・計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、個別注記表）
 - ・監査報告（連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書、監査役会の監査報告書、会計監査人の監査報告書）
 - ◎電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトに修正内容を掲載させていただきます。

議決権行使についてのご案内

次のいずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

書 面



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、行使期限までに到着するようにご返送ください。
議案に対する賛否の表示がない場合は、賛成の表示があったものとしてお取り扱いいたします。

行使期限

2026年 6 月24日(水)
午後 5 時30分までに到着

インターネット



当社指定の議決権行使ウェブサイト(<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>) にアクセスしていただき、行使期限までに賛否をご入力ください。

詳細は次頁をご参照ください。➡

行使期限

2026年 6 月24日(水)
午後 5 時30分までに行使

株主総会ご出席



同封の議決権行使書用紙を株主総会当日、会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2026年 6 月25日(木)
午前10時

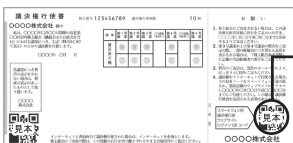
インターネットにより議決権を行使される場合の注意点

- ・パスワードは、議決権を行使される方が株主様ご本人であることを確認するための重要な情報ですので、大切にお取り扱いください。
- ・議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダへの接続料金および通信事業者への通信料金は株主様のご負担となります。
- ・議決権行使書の郵送とインターネットによる方法の双方で議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権の行使を有効とさせていただきます。
- ・インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

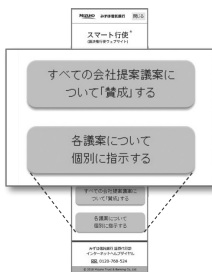
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。

- 1 同封の議決権行使書用紙に記載された「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード」を読み取ってください。



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

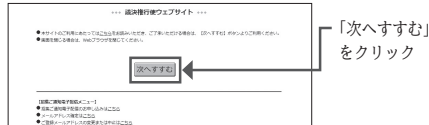
※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

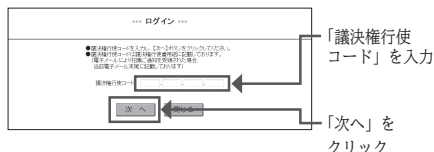
議決権行使ウェブサイト

<https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

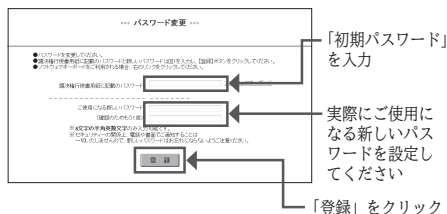
- 1 議決権行使ウェブサイトへアクセスしてください。



- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル



0120-768-524

受付時間

年末年始を除く午前9時～午後9時

事業報告

(自 2025年4月1日
至 2026年3月31日)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、企業収益が堅調に推移したことや雇用・所得環境の改善等を背景に緩やかな持ち直しが続いております。しかしながら、資源・資材価格の高止まりや労働市場の需給逼迫といった供給制約要因が続く中、今年に入り中東情勢が急速に緊迫化し、原油価格上昇の影響を受けた資源・資材価格の一段の上昇や納期の長期化への懸念が高まる等先行きの不透明感が一段と強まっており、企業の収益環境としては厳しい状況が続いております。

このような中、当社グループでは、原材料価格上昇への対応や製品価格の改定を進めるとともに、安定供給維持のために調達・生産能力強靱化、業務効率向上に向けた取組等により、収益体質の強化に努めました。また、開発、営業面では、大電力変換技術を活かした産業用蓄電システム等の体制強化に注力しました。

また、中期的取組として、ライフサイエンス関連では微小信号計測やインピーダンス計測技術を応用した物理計測から医用計測への領域拡大、量子コンピュータ関連では海外展示会への出展等を通じて海外での知名度向上に注力したほか、宇宙航空関連、水素関連等における新市場・新事業の開拓強化にも努めました。

こうした取組の結果、受注・売上ともに前年同期比増となり、損益面でも蓄電システム用IoTプラットフォームに係る開発受託収益等も加わって堅調に推移し、前年同期比増となりました。

当連結会計年度には、家庭用蓄電池製品の需要変化や製品価格競争の激化等市場変化への対応として、伊藤忠商事株式会社との合併会社であった株式会社NFブロッサムテクノロジーズを解散しました。同社解散を以て、かねてより中長期的に安定した発展市場として産業用蓄電システム市場や水素等の再生可能エネルギー活用市場に向けての事業再編に取り組んでいた流れを更に加速し、一段の事業成長を目指してまいります。

以上の結果、当連結会計年度における受注は9,586百万円（前年同期比7.1%増）、売上高は9,138百万円（前年同期比0.6%増）、損益面では営業利益945百万円（前年同期比72.7%増）、経常利益973百万円（前年同期比65.7%増）となりました。なお、親会社株主に帰属する当期純利益は、株式会社NFブロッサムテクノロジーズの事業整理に伴い第4四半期に特別利益を計上したこと等から647百万円（前年同期比43.7%増）となりました。

(2) 営業の部門別状況

当社グループは、電子電気機器等の製造、販売を行っており、セグメントは単一となります。なお、当社グループにおける製品関連分野別の営業状況は、次のとおりとなります。

《計測制御デバイス関連分野》

計測制御デバイス関連分野での受注は、産官学の研究開発、半導体等の製造装置、宇宙航空や鉄道インフラ用電子装置等向けに、信号発生器等の標準品や機能デバイス関連の特注・リピート商品が堅調に推移した結果、2,757百万円（前年同期比11.0%増）となりました。

売上は、信号発生器等の標準品や機能デバイス関連の特注・リピート商品が堅調に推移した結果、2,370百万円（前年同期比0.1%増）となりました。

《電源パワー制御関連分野》

電源パワー制御関連分野での受注は、重電機器、家電機器、電子部品等の生産向けに、交流電源等の各種電源機器や産業用カスタム電源機器が堅調に推移した結果、4,444百万円（前年同期比15.1%増）となりました。

売上は、交流電源等の各種電源機器が堅調に推移した結果、3,952百万円（前年同期比0.1%増）となりました。

《環境エネルギー関連分野》

環境エネルギー関連分野での受注は、電力事業者向け機器や環境関連電源機器は堅調に推移しましたが、家庭用蓄電システム商品の事業整理により、1,707百万円（前年同期比15.9%減）となりました。

売上は、電力事業者向け機器や環境関連電源機器は堅調に推移しましたが、家庭用蓄電システム商品の事業整理により、2,128百万円（前年同期比3.2%減）となりました。

《校正・修理分野》

校正・修理分野では、販売製品のメンテナンスサービス向上に注力し、受注は676百万円（前年同期比18.7%増）、売上は686百万円（前年同期比20.6%増）となりました。

(3) 対処すべき課題

今後のわが国経済は、個人消費が雇用・所得環境の改善を背景に底堅く推移していること等を背景に、総じて緩やかな成長が見込まれます。一方で、中東情勢の影響を受けた原油価格上昇を背景に資源・資材価格を始めとする各種コストの一段の上昇や、原材料納期の不安定化、労働市場の更なるタイト化等のリスクも高まっており、当面、予断を許さない不透明な状況は払拭されないものと考えられます。

このような状況のもと、当社グループにおいては、既存4分野事業の更なる強靱化、中長期の成長に向けた新事業の育成を含めた事業再編を加速し、更なる事業成長を目指してまいります。

開発面では、重点テーマの絞り込みにより選択と集中を行い、足元の事業分野における開発力の強化を図る一方、新市場では水素関連事業等の再生エネルギー活用市場への展開に注力するとともに、当社が得意とする大電力変換技術を活用し、中長期的に安定した発展市場である産業用蓄電システムにおいて確固たる橋頭堡を構築すべく取り組んでまいります。

生産面では、原材料調達機能を事業会社を集約し、販売と調達・生産がより緊密な連携を図ることで、QCDの更なる向上と、原材料価格上昇への耐久力強化に取り組んでまいります。

営業面では、顧客へのソリューション提供を強力に展開し、営業基盤を更に強固なものにしてまいります。

- (4) 資金調達の状況
特記すべき事項はありません。
- (5) 設備投資等の状況
当連結会計年度において実施いたしました企業集団の設備投資の総額は511百万円であり、前連結会計年度の187百万円と対比して324百万円の増加となりました。
- (6) 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況
事業の譲渡、吸収分割または新設分割は該当ありません。
- (7) 他の会社の事業の譲受けの状況
他の会社の事業の譲受けは該当ありません。
- (8) 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継は該当ありません。
- (9) 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
新株予約権等の取得または処分は該当ありません。

(10) 財産および損益の状況の推移

①企業集団の財産および損益の状況の推移

区 分	第 70 期 (2022年度)	第 71 期 (2023年度)	第 72 期 (2024年度)	第 73 期 (当連結会計年度)
売上高	9,642,053千円	9,399,509千円	9,083,365千円	9,138,062千円
経常利益	622,242千円	484,622千円	587,345千円	973,348千円
当期純利益	502,298千円	334,607千円	257,905千円	549,467千円
親会社株主に帰属する当期純利益	457,082千円	323,839千円	450,649千円	647,638千円
1株当たり当期純利益	65円12銭	46円14銭	64円21銭	92円27銭
総資産	18,827,958千円	18,627,385千円	17,321,521千円	16,514,501千円
純資産	13,716,309千円	13,937,356千円	13,666,773千円	14,040,163千円

(注) 1. 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

2. 第73期（当連結会計年度）の状況につきましては、前記「(1) 事業の経過およびその成果」に記載のとおりであります。

②当社の財産および損益の状況の推移

区 分	第 70 期 (2022年度)	第 71 期 (2023年度)	第 72 期 (2024年度)	第 73 期 (当事業年度)
営業収益及び売上高	1,724,268千円	1,745,688千円	1,762,398千円	1,998,396千円
経常利益	333,815千円	320,100千円	637,260千円	826,595千円
当期純利益	356,024千円	363,291千円	776,587千円	575,541千円
1株当たり当期純利益	50円72銭	51円76銭	110円64銭	82円00銭
総資産	14,274,436千円	14,744,763千円	13,944,366千円	12,915,536千円
純資産	9,917,188千円	10,187,647千円	10,402,093千円	10,785,988千円

(注) 1株当たり当期純利益は、保有する自己株式数を除く期中平均発行済株式総数に基づき算出しております。

(11) 重要な子会社の状況

名 称	資 本 金	議決権比率	主 要 な 事 業 内 容
	百万円	%	
株式会社エヌエフ回路設計ブロック	400	100	電子計測制御機器、電源システム機器、電子デバイス、応用システム機器の開発、製造、販売、校正・修理
株式会社N F ブロッサムテクノロジーズ	400	60	蓄電システムの開発、製造、販売、修理
株 式 会 社 N F テ ク ノ コ マ ー ス	100	100	電子計測制御機器、電源システム機器、電子デバイス、応用システム機器の輸出入および販売
株 式 会 社 N F カ ス ト マ サ ー ビ ス	30	100	電子計測制御機器、電源システム機器、応用システム機器の校正・修理、設備診断
株式会社N F デバイステクノロジー	200	100	電子デバイス、半製品(基板)の製造
株 式 会 社 N F エ ン ジ ニ ア リ ン グ	40	100	電子計測制御機器、電源システム機器、応用システム機器の製造、蓄電システムの製造

(注) 1. 連結対象子会社は上記子会社6社であります。

2. 株式会社N F 千代田エレクトロニクスは、2025年4月1日付で、株式会社エヌエフ回路設計ブロックを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

3. 株式会社N F ブロッサムテクノロジーズは、2026年3月31日付で解散いたしました。

(12) 主要な事業内容

当社グループは電子電気機器等の開発、製造、販売を主な事業としており、主要な製品は次のとおりであります。

区 分	主 要 製 品 等	主要な会社
計測制御 デバイス 関連分野	信号発生器、周波数特性分析器、微小信号測定器、インピーダンス測定器、地震計測関連機器、各種機能モジュール（フィルタ、増幅器、位相検波器、ピエゾドライバ、電流／電圧変換器、カスタム機能モジュール）	(株)エヌエフ回路設計ブロック (株)N F テクノコマース (株)N F デバイステクノロジー (株)N F エンジニアリング
電源パワー 制御 関連分野	交流電源、直流電源、表面処理用電源、一般産業用電源、バイポーラ電源、電子・電気部品関連、自動車関連、家電関連、社会インフラ関連、カスタム電源	(株)エヌエフ回路設計ブロック (株)N F テクノコマース (株)N F デバイステクノロジー (株)N F エンジニアリング
環境 エネルギー 関連分野	蓄電システム、保護リレー試験器	(株)エヌエフ回路設計ブロック (株)N F ブロッサムテクノロジーズ (株)N F テクノコマース (株)N F デバイステクノロジー (株)N F エンジニアリング

校正・修理分野	校正・修理サービス	(株)エヌエフ回路設計ブロック (株)NFブロッサムテクノロジーズ (株)NFカスタムサービス 恩乃普電子商貿(上海)有限公司
---------	-----------	--

(13) 主要な事業所

①当社

本	社	神奈川県横浜市	
事	業	所	山口県山口市

②子会社

国	内	宮城県仙台市、栃木県塩谷郡高根沢町、東京都豊島区、神奈川県横浜市、愛知県名古屋市、大阪府茨木市、広島県広島市、山口県山口市、福岡県福岡市
海	外	米国オハイオ、中国上海

(14) 従業員の状況

従業員数	前連結会計年度末比増減
283 (114)名	10名減

(注) 従業員数は就業人員であり、嘱託社員およびパートタイム社員は()内に当連結会計年度における平均人数を外数で記載しております。

(15) 主要な借入先の状況

(単位：千円)

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	100,000
株式会社横浜銀行	200,000

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行済株式総数 7,018,774株（自己株式51,226株を除く。）
- (2) 株 主 数 7,315名（自己株式を除く。前期末比196名増。）
- (3) 上位10名の株主

（単位：千株）

（単位：％）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
エヌエフHD取引先持株会	779	11.11
東京中小企業投資育成株式会社	297	4.23
高 橋 常 夫	197	2.82
田 村 哲 夫	154	2.19
合 同 会 社 ハ ン テ ツ	120	1.72
エヌエフHD社員持株会	116	1.66
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	109	1.56
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	100	1.43
田 村 誠 章	96	1.38
一 般 財 団 法 人 エヌエフ基金	89	1.27

（注）持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 会社の新株予約権等に関する事項

- (1) 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (2) 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権等の状況
該当事項はありません。
- (3) その他新株予約権等に関する重要な事項
該当事項はありません。

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等

地 位	氏 名	担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況
代表取締役会長	高 橋 常 夫	コーポレート管理本部長
代表取締役社長	吉 沢 直 樹	コーポレート管理本部副本部長
取 締 役	大 滝 正 彦	業務管理本部長
取 締 役	長 谷 川 和 宏	調達・製造・生産統括責任者 コーポレートBCM統括責任者 ㈱N Fエンジニアリング代表取締役社長
取 締 役	木 村 学	コーポレート管理本部副本部長
取 締 役	釜 道 紀 浩	東京電機大学 未来科学部教授
取 締 役	豊 玉 英 樹	
常 勤 監 査 役	池 上 雅 幸	
監 査 役	辻 毅 一 郎	
監 査 役	水 井 潔	関東学院大学 理工学部教授

- (注) 1. 取締役釜道紀浩、豊玉英樹の両氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役池上雅幸、辻毅一郎、水井潔の3氏は会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は、取締役釜道紀浩、豊玉英樹、監査役池上雅幸、辻毅一郎、水井潔の5氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社および当社の子会社の取締役、監査役および執行役員を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、保険料については当社が全額負担をしております。当該保険契約は、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を填補するものです。ただし、被保険者の違法行為や、法令に違反することを被保険者が認識しながら行った行為に起因する損害等については、填補されない等の免責事由があります。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針

ア. 取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の決定方法

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針については、取締役会において以下の方針を決議しております。

イ. 決定方針の内容の概要

i) 基本方針

当社の取締役報酬は、持続的発展と中長期的な企業価値の向上に資する体系とし、個人別取締役の報酬決定に際しては、各取締役の役位、職責、並びに従業員給与水準等を総合的に勘案して定めた報酬テーブルと各取締役の評価に基づき適正な水準とすることを基本方針とします。

ii) 報酬の算定方法の決定方針

取締役の基本報酬は、月度報酬および賞与から構成され、月度報酬は月例の固定金銭報酬、賞与は年一回の金銭報酬とします。

個人別取締役の月度報酬は、役位、職責、並びに従業員給与水準等を総合的に勘案し定められた取締役の月度報酬テーブルを基に、取締役相互の客観的な能力評価を加味して、決定するものとします。

個人別取締役の賞与は、役位、職責、並びに従業員年収水準等を総合的に勘案し定められた取締役の年収テーブルを基に、取締役相互の客観的な貢献度評価を加味して、決定された年収基準額から月度報酬年額を控除した額とするものとします。

なお、取締役の個人別の月度報酬および賞与は、基本方針および株主総会での決議との整合性を含めた検討を行い、取締役会が決定しておりますので、取締役の報酬等の内容は、当該方針に沿うものであると取締役会は判断しております。

②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

2007年6月27日開催の第54回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額250百万円以内、監査役の報酬額は年額35百万円以内とご承認いただいております。当該定時株主総会終結時点の取締役の員数は4名、監査役の員数は3名（うち、社外監査役は3名）です。

③取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の 総額 (千円)	報酬等の種類別の総額（千円）			対象となる 役員の員数 (人)
		基本報酬	業績連動報酬等	非金銭報酬等	
取締役 (うち社外 取締役)	141,165 (8,920)	141,165 (8,920)	-	-	7 (2)
監査役 (うち社外 監査役)	17,032 (17,032)	17,032 (17,032)	-	-	3 (3)

(注) 上記のほか、社外役員が当社子会社から受けた役員としての報酬等の総額は3,600千円であります。

(4) 社外役員に関する事項

①主な活動状況

区 分	氏 名	発 言 状 況 等
取 締 役	釜 道 紀 浩	当期開催された取締役会14回のうち14回に出席し、社外取締役としての見地から発言を行っております。 特に大学教授として深い学識と高い見識を有しており、高い視点から様々な角度での意見・提言を行い、社外取締役としての機能発揮をしております。
取 締 役	豊 玉 英 樹	当期開催された取締役会14回のうち14回に出席し、社外取締役としての見地から発言を行っております。 特に取締役や常勤監査役として企業経営やコンプライアンスに関与した経験、研究開発に携わった経験を有しており、経営と研究開発の両側面から意見・提言を行い、社外取締役としての機能発揮をしております。
監 査 役	池 上 雅 幸	当期開催された取締役会14回のうち14回に出席し、また当期開催された監査役会12回のうち12回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。
監 査 役	辻 毅 一 郎	当期開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また当期開催された監査役会12回のうち12回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。
監 査 役	水 井 潔	当期開催された取締役会14回のうち13回に出席し、また当期開催された監査役会12回のうち10回に出席し、社外監査役としての見地から発言を行っております。

②責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項に基づき、社外取締役および社外監査役との間において、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しています。この契約において当該責任限定が認められるのは、当該社外取締役および社外監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときとし、損害賠償責任限度額は、法令の定める額としています。

5. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

	支払額
①当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	39,494千円
②当社および子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	47,494千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できないため、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況および報酬見積りの算出根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
3. 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額以外に、前事業年度に係る追加報酬として2,485千円があります。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等その他その必要がある判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選任した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社定款におきましては、会社法第423条第1項に規定する会計監査人の損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めておりますが、現時点では、会計監査人との間で責任限定契約を締結しておりません。

6. 会社の体制および方針

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、取締役会において内部統制システムの整備に関する基本方針を決定し、整備、運用してきましたが、2015年5月の改正会社法施行を機に2015年5月29日開催の取締役会において、改めて基本方針を決議しました。

その内容は以下のとおりであります。

①当社および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- 1) 当社および子会社（以下、グループという。）は、グループの経営理念、行動規範に則り、グループ全体のコンプライアンス体制の構築を図る。また、グループ役職員に対して、コンプライアンス教育・研修を継続的に実施する。
- 2) コンプライアンスの責任者を任命し、グループのコンプライアンスを統括する委員会を所管させ、法令、会計原則、その他社会規範に適合するよう適時にグループのルールの見直しを行うことをはじめ、グループ横断的なコンプライアンス体制の整備および問題点の把握に努める。
- 3) 代表取締役社長は、内部監査部門を直轄し、その指示に基づき業務執行状況の内部監査を行わせる。
- 4) 社外の第三者、監査役、コンプライアンスの責任者等に対して、グループの使用人が直接通報できるグループの内部通報制度を構築する。

②当社並びにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- 1) グループの業務遂行が、法令、会計原則、その他社会規範に照らして適切なものとなるよう、取締役会は、業務の遂行状況を監督する。
- 2) 取締役会は、子会社取締役会に定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行わせる。
- 3) 内部監査部門は、グループの業務の適正を確保するため、当社における内部監査に加え、必要場合は代表取締役社長の指示に基づいて子会社の業務監査をも実施する。
- 4) 子会社監査役は、当社の監査役と緊密な連携等の適切な体制を構築する。

③取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- 1) 当社は、株主総会議事録、取締役会議事録その他、作成、保管が法定されている文書（電磁的記録を含む。）並びに稟議書その他適正な業務執行を確保するために必要な文書および情報については、法令および規程等に基づいて、適切に作成、保存、管理する。
- 2) 取締役、監査役は、前項の文書および情報を何時でも閲覧できるものとする。

④子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

子会社取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。

⑤当社および子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- 1) 取締役会は、グループの活動の持続発展を脅かすあらゆるリスクに対処すべく、リスクマネジメント体制を構築し、リスクの棚卸、リスクアセスメント、対応・軽減措置を行う。
- 2) このため、グループコンプライアンスを統括する委員会に、グループが抱えるリスク棚卸の統括を行わせる。
- 3) 取締役会は、リスク管理の状況について、子会社に定期的に報告させる。
- 4) グループ役職員に対して、リスク管理に関する教育・研修を行う。

⑥取締役および子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- 1) 執行役員制度を導入し、その業務執行責任を明確化するとともに、取締役会の意思決定の迅速な執行と取締役会の監督機能の強化を図る。
- 2) 取締役会は、子会社の機関設計および業務執行体制について随時見直し、効率的にその業務が執行される体制が構築されるよう監督する。
- 3) 内部監査部門は、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点からも監査を実施する。

- ⑦監査役の職務を補助すべき使用人（以下、補助使用人という。）の配置並びにその取締役からの独立性および補助使用人に対する指示の実効性に関する事項
- 1) 監査役が求めた場合には、補助使用人を監査役付として置くこととする。
 - 2) 補助使用人を置く場合、その任命・異動、人事評価および懲戒については、事前に監査役の意見を聴取し、これを尊重する。
 - 3) 監査役が必要かつ適切と認める場合には、補助使用人が監査役に同行して、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保しまたは代表取締役社長や会計監査人との意見交換の場に参加する機会を確保する。
 - 4) 補助使用人は、必要に応じて、弁護士、公認会計士等の監査業務に関する助言を受けることができる。
- ⑧取締役および使用人または子会社の取締役等および使用人もしくはこれらの者から報告を受けた者が監査役に報告をするための体制
- 1) グループの取締役等および使用人は、監査役から求められた事項について速やかに報告を行う。
 - 2) 子会社の取締役会は、取締役会に対して定期的に業務執行、事業および財務の状況に関する報告を行う。
 - 3) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合には意見交換を行う。
 - 4) グループの内部通報制度では、通報の窓口の一つを監査役とし、またこれ以外の通報窓口に対する通報があった場合はグループコンプライアンスを統括する委員会の委員長がこれを監査役に対して報告する。
- ⑨前項の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な扱いを受けないことを確保するための体制
- 1) 前項の報告をした者を不利に扱うことを禁止し、このことをグループ役職員に対する教育・研修において徹底する。
 - 2) 報告をした者の異動、人事考課および懲戒等に関して、監査役がその理由開示を求めた場合には、取締役はこれを開示しなければならない。
 - 3) グループ内部通報制度においては、通報者が通報の窓口以外への氏名非開示を希望する場合には、これを遵守する。
- ⑩その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 1) 監査役がその職務の執行について生ずる費用の前払いまたは支出した費用の償還、負担した債務の弁済を請求したときは、その費用等が監査役の職務の執行に関係しない場合を除き、これに応じる。
 - 2) 内部監査部門は、その監査計画や監査結果について、監査役の要請がある場合は監査役と意見交換を行う。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりであります。

- ①グループのコンプライアンスの責任者は、取締役の中から取締役会の決議に基づいて選任しています。当該責任者はグループのコンプライアンスを統括する委員会を主宰し、グループベースのコンプライアンス体制の整備、各種ルールの見直しを行い、内部通報制度の受付担当者を務めるなど、制度運用の中核を担っています。
- ②取締役は、定例（原則として毎月1回）および臨時に開催する取締役会並びに原則として毎月1回開催する経営会議において、当社における業務の遂行状況、財務状況、コンプライアンス体制の状況、リスク管理の状況等を逐次監督しています。また、取締役会は、子会社の業務遂行および子会社取締役の業務遂行、監督状況につき、定期的に報告を受けています。
- ③監査役は、監査役会において定めた監査方針、監査計画に基づいて、当社および必要な場合には子会社の監査を行い、取締役会に対して監査結果の報告、提言を行うほか、代表取締役との個別意見交換や内部監査部門、会計監査人、子会社監査役との意見交換を通じ、グループにおける業務遂行に対して適切に監査を行っています。また、監査役は、原則毎月開催される監査役会において相互に意見交換を行っています。なお、専任ではありませんが、監査役の職務を補助すべき使用人を置いており、関係部門とも協働して補助業務を遂行しております。
- ④内部監査は、内部統制室が担当しています。内部統制室は、随時代表取締役会長の指示に基づき、財務報告の信頼性、コンプライアンスの観点に加え、業務の有効性・効率性の観点から、業務を分掌執行する部門および社内各専門委員会に対し、業務監査を実施しています。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

①会社の支配に関する基本方針の概要

当社は、当社の株主の在り方については、市場取引を通じて決せられるものと考えており、大規模買付行為への対応も、最終的には株主の皆様の全体の意思に基づき行われるべきものと考えております。しかしながら、近時、わが国の資本市場における株式の大規模買付の中には、その目的等からみて、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さない例も少なくありません。

当社は、このような不適切な大規模買付行為またはこれに類似する行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、大規模買付行為に関する対応策の設定により、株主および投資家の皆様が適切な投資判断を行う十分な時間を確保することは、有意義なことであると考えております。

②会社の支配に関する基本方針の実現に資する取り組み

当社は、企業価値ひいては株主共同の利益を向上させることに役員・社員一丸となって取り組んでおり、その概要は以下のとおりです。

イ．経営の基本方針

当社グループは、創業以来「ユニーク&オリジナル」をモットーに、特色を生かした製品供給によるエレクトロニクス産業の発展と社会への貢献を目標にしてまいりました。現在では家電・自動車・航空宇宙産業から電力などの社会インフラにいたる幅広い産業分野を対象に事業を展開しております。

ロ．中長期的な計画に基づく取り組み

経営環境が様々に変化する中、技術開発力の向上、営業力の強化およびコスト競争力の改善に取り組み、既存事業の更なる強靱化、新規事業の創出に努め売上高の拡大と経営効率の向上を図ることを通じて持続的成長の実現と企業価値の向上を目指しております。中期的な計画においては、更なる成長を図るべく、新規事業による事業規模拡大、海外市場の開拓強化、更なるコスト低減等の推進を業務提携や協業をも通じて、より効果的、効率的に経営展開しようと鋭意取り組んでおります。

ハ．コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた取り組み

持続的な成長・発展を実現するためにはコーポレート・ガバナンスの強化・充実が重要な経営課題であるという認識のもと、法令違反行為の未然防止、意思決定と執行の分離、取締役会・監査役会の機能強化等に努め、株主の皆様をはじめとする各ステークホルダーの方々に対して良好な関係の構築を目指しております。

- ③会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

当社は、2023年6月27日開催の定時株主総会決議に基づき、「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（以下「現プラン」といいます。）を継続しており、その概要は以下のとおりです。

イ．当社株式の大規模買付行為等

現プランにおける当社株式への大規模買付行為とは、特定株主グループの議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式等の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる買付行為をいい、かかる買付行為を行う者を大規模買付者といいます。

ロ．大規模買付ルール概要

大規模買付ルールとは、事前に大規模買付者が取締役会に対して必要かつ十分な情報を提供し、取締役会による一定の評価期間が経過した後に大規模買付行為を開始する、というものです。

ハ．大規模買付行為がなされた場合の対応

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。ただし、大規模買付ルールを遵守しない場合や、遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと取締役会が判断した場合には、対抗措置をとることがあります。

また、対抗措置の発動について株主総会の開催、承認が適切と取締役会が判断するときは株主総会を開催することがあり、株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。

二．独立委員会の設置

現プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公平性を担保するため、独立委員会を設置しております。

ホ. 現プランの有効期間等

現プランの有効期限は2026年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとします。以降、現プランの継続（一部修正した上での継続を含む。）については定時株主総会の承認を経ることとします。ただし、有効期間中であっても、株主総会または取締役会の決議が行われた場合には現プランは廃止されるものとします。

④上記②および③の取り組みについての取締役会の判断およびその判断に係る理由

上記②の取り組みは、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を向上させる取り組みであり、また、上記③の取り組みは、イ)買収防衛策に関する指針等の要件を充足していること、ロ)株主共同の利益を損なうものではないこと、ハ)株主意思を反映するものであること、ニ)独立性の高い社外者の判断を重視するものであること、ホ)デッドハンド型およびスローハンド型買収防衛策ではないこと等から、いずれも、会社の支配に関する基本方針に沿い、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に合致するものであり、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

以 上

~~~~~

(本事業報告中の記載数字は、金額および株式数については表示単位未満を切り捨て、比率その他については四捨五入をしております。)

# 連結貸借対照表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部           |            |
|-------------------|------------|-------------------|------------|
| 科 目               | 金 額        | 科 目               | 金 額        |
| 流 動 資 産           | 11,933,859 | 流 動 負 債           | 1,946,770  |
| 現 金 及 び 預 金       | 5,070,245  | 支 払 手 形 及 び 買 掛 金 | 359,956    |
| 受 取 手 形           | 3,441      | 電 子 記 録 債 務       | 316,160    |
| 電 子 記 録 債 権       | 624,390    | リ ー ス 債 務         | 2,976      |
| 売 掛 金             | 2,864,815  | 未 払 法 人 税 等       | 289,303    |
| 商 品 及 び 製 品       | 582,221    | 賞 与 引 当 金         | 281,051    |
| 仕 掛 品             | 1,297,761  | 役 員 賞 与 引 当 金     | 59,100     |
| 原 材 料             | 919,088    | 製 品 保 証 引 当 金     | 297        |
| そ の 他             | 571,894    | そ の 他             | 637,925    |
| 固 定 資 産           | 4,580,642  | 固 定 負 債           | 527,567    |
| 有 形 固 定 資 産       | 3,842,102  | 長 期 借 入 金         | 300,000    |
| 建 物 及 び 構 築 物     | 1,583,910  | リ ー ス 債 務         | 7,538      |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 36,580     | 長 期 未 払 金         | 36,995     |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 122,151    | 長 期 前 受 収 益       | 52,687     |
| 土 地               | 1,766,293  | 退 職 給 付 に 係 る 負 債 | 108,048    |
| リ ー ス 資 産         | 9,225      | 資 産 除 去 債 務       | 12,298     |
| 建 設 仮 勘 定         | 323,940    | そ の 他             | 10,000     |
| 無 形 固 定 資 産       | 106,409    | 負 債 合 計           | 2,474,337  |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 92,758     | 純 資 産 の 部         |            |
| ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定 | 13,650     | 株 主 資 本           | 12,927,658 |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 632,130    | 資 本 金             | 3,317,200  |
| 投 資 有 価 証 券       | 328,985    | 資 本 剰 余 金         | 1,318,446  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 247,327    | 利 益 剰 余 金         | 8,315,751  |
| そ の 他             | 55,817     | 自 己 株 式           | △23,739    |
|                   |            | その他の包括利益累計額       | 107,259    |
|                   |            | その他有価証券評価差額金      | 107,259    |
|                   |            | 非 支 配 株 主 持 分     | 1,005,245  |
|                   |            | 純 資 産 合 計         | 14,040,163 |
| 資 産 合 計           | 16,514,501 | 負 債 及 び 純 資 産 合 計 | 16,514,501 |

# 連結損益計算書

(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目             | 金 額     |           |
|-----------------|---------|-----------|
| 売上高             |         | 9,138,062 |
| 売上原価            |         | 5,636,343 |
| 売上総利益           |         | 3,501,719 |
| 販売費及び一般管理費      |         | 2,556,049 |
| 営業利益            |         | 945,669   |
| 営業外収益           |         |           |
| 受取利息            | 9,394   |           |
| 受取配当金           | 12,428  |           |
| 作業屑売却収入         | 11,852  |           |
| 業務受託収入          | 7,298   |           |
| その他の他           | 6,752   | 47,727    |
| 営業外費用           |         |           |
| 支払利息            | 6,047   |           |
| 為替差損            | 4,726   |           |
| 業務受託費用          | 7,298   |           |
| その他の他           | 1,976   | 20,049    |
| 経常利益            |         | 973,348   |
| 特別利益            |         |           |
| 受取補填金           | 400,000 |           |
| 受取設備負担金         | 153,177 | 553,177   |
| 特別損失            |         |           |
| 固定資産除却損         | 922     |           |
| 事業整理損           | 565,243 |           |
| その他の他           | 1,000   | 567,166   |
| 税金等調整前当期純利益     |         | 959,359   |
| 法人税、住民税及び事業税    | 412,076 |           |
| 法人税等調整額         | △2,184  | 409,891   |
| 当期純利益           |         | 549,467   |
| 非支配株主に帰属する当期純損失 |         | 98,171    |
| 親会社株主に帰属する当期純利益 |         | 647,638   |

## 連結株主資本等変動計算書

（自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日）

（単位：千円）

|                         | 株主資本      |           |           |         |            |
|-------------------------|-----------|-----------|-----------|---------|------------|
|                         | 資本金       | 資本剰余金     | 利益剰余金     | 自己株式    | 株主資本合計     |
| 当期首残高                   | 3,317,200 | 1,318,446 | 7,892,712 | △23,739 | 12,504,620 |
| 当期変動額                   |           |           |           |         |            |
| 剰余金の配当                  |           |           | △224,600  |         | △224,600   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |           |           | 647,638   |         | 647,638    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） |           |           |           |         |            |
| 当期変動額合計                 | —         | —         | 423,038   | —       | 423,038    |
| 当期末残高                   | 3,317,200 | 1,318,446 | 8,315,751 | △23,739 | 12,927,658 |

|                         | その他の包括利益累計額          |                       | 非支配株主<br>持分 | 純資産合計      |
|-------------------------|----------------------|-----------------------|-------------|------------|
|                         | その他有価<br>証券評価差<br>額金 | その他の包<br>括利益累計<br>額合計 |             |            |
| 当期首残高                   | 58,736               | 58,736                | 1,103,416   | 13,666,773 |
| 当期変動額                   |                      |                       |             |            |
| 剰余金の配当                  |                      |                       |             | △224,600   |
| 親会社株主に帰属する当期純利益         |                      |                       |             | 647,638    |
| 株主資本以外の項目の<br>当期変動額（純額） | 48,522               | 48,522                | △98,171     | △49,648    |
| 当期変動額合計                 | 48,522               | 48,522                | △98,171     | 373,389    |
| 当期末残高                   | 107,259              | 107,259               | 1,005,245   | 14,040,163 |

## 連 結 注 記 表

### 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### 1. 連結の範囲に関する事項

##### (1)連結子会社の状況

###### ①連結子会社の数

6 社

###### ②連結子会社の名称

株式会社エヌエフ回路設計ブロック

株式会社N F ブロッサムテクノロジーズ

株式会社N F テクノコマース

株式会社N F カスタマサービス

株式会社N F エンジニアリング

株式会社N F デバイステクノロジー

(注) 1. 株式会社N F 千代田エレクトロニクスは、2025年4月1日付で、株式会社エヌエフ回路設計ブロックを存続会社とする吸収合併により消滅しております。

(注) 2. 株式会社N F ブロッサムテクノロジーズは、2026年3月31日付で解散いたしました。

##### (2)非連結子会社の状況

###### ①主要な非連結子会社の名称

恩乃普電子商貿（上海）有限公司

###### ②連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

#### 2. 持分法の適用に関する事項

持分法を適用していない非連結子会社及び関連会社の状況

##### (1)主要な会社等の名称

恩乃普電子商貿（上海）有限公司

株式会社ファルコン

##### (2)持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、それぞれ当期純損益（持分法に見合う額）及び利益剰余金（持分法に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、持分法の適用範囲から除外しております。

#### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

全ての連結子会社の事業年度の末日は、連結決算日と一致しております。

## 会計方針に関する事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

#### その他有価証券

- (1) 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理、売却原価は移動平均法により算定）
- (2) 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法

### 2. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

- (1) 商品・製品  
主として総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (2) 原材料  
移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）
- (3) 仕掛品  
個別原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）

### 3. 重要な減価償却資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物並びに一部の子会社の特定の固定資産については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3年～50年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～20年 |

#### ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

##### ①リース資産の内容

・有形固定資産

主として、工具、器具及び備品、車両運搬具であります。

##### ②リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

#### (2) 無形固定資産

##### ①市場販売目的のソフトウェア

見込販売期間（3年）に基づく定額法によっております。

##### ②自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

#### 4. 重要な引当金の計上基準

##### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額の当連結会計年度における負担額を計上しております。

##### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額の当連結会計年度における負担額を計上しております。

##### (3) 製品保証引当金

製品の販売に係る一定期間内の無償サービスに要する費用の支出に備えるため、当該費用の発生割合及び支出実績等を勘案した見積額を計上しております。

#### 5. 退職給付に係る会計処理の方法

確定拠出年金制度を採用しておりますが、旧制度における従業員の既得権を補償するため、55歳以上で退職する場合は一定金額を支給する特例制度を設けております。当該特例制度に関する支出に備えるため、当連結会計年度末における支給見込額を退職給付に係る負債に計上しております。

なお、一部の連結子会社は確定給付型退職給付制度による簡便法を採用しております。

#### 6. 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、計測制御デバイス関連分野、電源パワー制御関連分野、環境エネルギー関連分野向けに製品の製造販売及び製品に関連する校正・修理、並びに開発受託に係る技術の移転を行っております。各製品の販売については、顧客との契約に基づき、製品の支配が顧客に移転した時点（通常は出荷時、引渡時、または検収時）で収益を認識しております。また、製品に関連する校正・修理については、当社グループが顧客との契約に基づいて履行義務を充足した時点（通常は出荷時、またはサービス提供時等）で収益を認識しております。開発受託に係る技術の移転については、顧客との契約に基づき技術資産に係る権利を顧客に移転することが履行義務であり、当該権利移転が完了した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。

また、収益は、顧客との契約において約束された対価から、値引き等を控除した金額で測定し、返品を減額しております。

取引の対価は履行義務を充足してから1年以内に受領しており、重要な金融要素は含まれておりません。

## 7. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

## 8. 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社及び一部の国内連結子会社は、グループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号 2021年8月12日)に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 会計上の見積りに関する注記

### 1. 繰延税金資産の回収可能性

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|            |           |
|------------|-----------|
| 繰延税金資産（純額） | 247,327千円 |
|------------|-----------|

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

将来減算一時差異に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びスケジュールリングに基づき、繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

##### ②主要な仮定

課税所得は次年度以降の事業計画に基づき見積りを行っております。

##### ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、課税所得の見積額が変動することで、繰延税金資産の回収可能性の判断に重要な影響を与える可能性があります。

### 2. 市場販売目的のソフトウェアの評価

#### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

|               |          |
|---------------|----------|
| 市場販売目的のソフトウェア | 26,031千円 |
|---------------|----------|

#### (2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

##### ①算出方法

市場販売目的のソフトウェアは、減価償却を実施した後の未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回った場合、当該超過額は一時の費用又は損失として処理しております。当連結会計年度は、未償却残高が翌期以降の見込販売収益の額を上回るものはないため、一時の費用又は損失として処理しておりません。

## ②主要な仮定

見込販売収益は、市場販売目的のソフトウェアが組み込まれる製品に係る見込販売数量及び見込販売価格に基づいて見積もっております。

## ③翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化した場合、市場販売目的のソフトウェアの金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 3. 有形無形固定資産の減損

### (1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

有形固定資産3,842,102千円、無形固定資産106,409千円、減損損失147,059千円

### (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

#### ①算出方法

当社グループは、事業に供している資産については事業単位を基準として、除却予定資産については個別にグルーピングを行っており、減損の兆候がある資産グループについて、当該資産グループから得られる割引前将来キャッシュ・フローの総額が帳簿価額を下回った場合、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減額額を減損損失として計上しております。

当社の連結子会社である株式会社NＦブロッサムテクノロジーズは、2019年12月に設立された後、それまで当社が伊藤忠商事株式会社と協働で展開してきた家庭用蓄電システム事業を引き継ぐ形で、当社60％・伊藤忠商事株式会社40％の合弁会社として運営をスタートして以降、市場への商品供給を通して、当社グループの電力制御・変換技術のビジネス展開に貢献を果たしてまいりました。しかし、当連結会計年度において、当社の家庭用蓄電システム事業の再編のため、事業の整理を行うとともに、2026年3月19日に当社の連結子会社である同社を解散することを決議しました。これに伴い、同社の家庭用蓄電システム事業に供する有形無形固定資産の帳簿価額を正味売却価額による回収可能価額まで減額し、事業整理損として減損損失を計上しました。

減損損失の測定に用いる正味売却価額は、事業用資産である土地及び建物等については、外部の不動産鑑定士から入手した不動産鑑定評価額を基礎とした時価から処分費用見込額を控除して算定しております。また、除却予定資産の正味売却価額は、回収可能性が認められないため、ゼロとして評価しております。

#### ②主要な仮定

正味売却価額は、外部の専門家である不動産鑑定士の評価等に基づいており、不動産鑑定評価の算定における主要な仮定は、土地の市場価格及び建物等の再調達原価であります。

#### ③翌連結会計年度に与える影響

主要な仮定について、将来の不確実な経済条件の変動によって影響を受ける可能性があり、前提とした状況が変化した場合、有形固定資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

## 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 3,731,417千円

2. 担保に供している資産

建物 133,293千円

土地 28,526千円

(注) 当該担保資産は金融機関借入に対する担保提供であります。当連結会計年度末現在、対応債務はありません。

## 連結損益計算書に関する注記

### 1. 事業整理損

家庭用蓄電システム事業の事業整理の一環として、連結子会社である株式会社NFブロッサムテクノロジーズにおいて、棚卸資産評価損398,790千円、固定資産減損損失147,059千円、その他19,393千円を計上したものであります。減損損失に係るものは以下のとおりであります。

| 用途     | 種類               | 場所      |
|--------|------------------|---------|
| 事業用資産  | 土地、建物及び構築物       | 山口県山口市他 |
| 除却予定資産 | 建設仮勘定、工具、器具及び備品他 | 山口県山口市他 |

当社グループは、事業に供している資産については事業単位を基準として、除却予定資産については個別にグルーピングを行っております。当社の蓄電システム事業の整理に伴い、事業用資産及び除却予定資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額147,059千円を特別損失に計上しております。減損損失の内訳は、土地55,038千円、工具、器具及び備品31,133千円、建物及び構築物21,726千円、建設仮勘定21,470千円、その他17,690千円であります。なお、回収可能価額の算定に当たっては正味売却価額により測定しております。事業用資産である土地及び建物等の正味売却価額は、外部の不動産鑑定士から入手した不動産鑑定評価額を基礎とした時価から処分費用見込額を控除して算定しております。また、除却予定資産の正味売却価額は、回収可能性が認められないため、ゼロとして評価しております。

### 2. 受取補填金

家庭用蓄電システム事業の整理に伴い発生した費用負担の補填として、取引先との合意に基づき受領したものであります。

### 3. 受取設備負担金

計測制御デバイス関連分野において新規市場開発を行った結果、設備投資型受注案件に係る設備負担金として取引先より受領したものであります。

## 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数

普通株式

7,070,000株

### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

| 決 議                  | 株式の種類 | 配当金の総額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|----------------------|-------|----------------|-----------------|------------|------------|
| 2025年6月26日<br>定時株主総会 | 普通株式  | 224,600        | 32              | 2025年3月31日 | 2025年6月27日 |

#### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

| 決 議                          | 株式の種類 | 配当の原資 | 配当金の<br>総 額<br>(千円) | 1株当たり<br>配当額<br>(円) | 基 準 日      | 効力発生日      |
|------------------------------|-------|-------|---------------------|---------------------|------------|------------|
| 2026年6月25日<br>定時株主総会（予<br>定） | 普通株式  | 利益剰余金 | 252,675             | 36                  | 2026年3月31日 | 2026年6月26日 |

## 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金計画に基づき必要な資金を銀行借入や社債発行により調達し、一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

##### ①受取手形、電子記録債権、売掛金

営業債権である受取手形、電子記録債権、売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。

##### ②投資有価証券

有価証券は、主に純投資目的の株式であり、市場価格変動のリスクに晒されております。

##### ③支払手形及び買掛金、電子記録債務

営業債務である支払手形及び買掛金、電子記録債務は、一部に外貨建てのものがあり、為替変動リスクに晒されております。

##### ④借入金

借入金の償還日は決算日後最大で3年後であり、このうち一部は変動金利のため金利変動リスクに晒されております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

①信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

営業債権については、販売管理規程に従い取引先ごとの信用情報を定期的に把握し、回収懸念の軽減を図っております。

②市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や財務状況等を把握し、保有状況を継続的に見直しております。

③資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

各部署からの報告に基づき、財務所管部署が資金繰計画を作成・更新するとともに手元資金の充実を図るなど、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2026年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：千円)

|                       | 連結貸借対照表<br>計上額 | 時価      | 差 額     |
|-----------------------|----------------|---------|---------|
| 投資有価証券 (*2)           |                |         |         |
| その他有価証券               | 273,247        | 273,247 | —       |
| 資産計                   | 273,247        | 273,247 | —       |
| 長期借入金<br>(一年内返済予定を含む) | 300,000        | 288,535 | △11,464 |
| 負債計                   | 300,000        | 288,535 | △11,464 |

(※1)「現金及び預金」「受取手形」「電子記録債権」「売掛金」「支払手形及び買掛金」「電子記録債務」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2)市場価格のない株式等は、「投資有価証券」には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

(単位：千円)

| 区 分   | 連結貸借対照表計上額 |
|-------|------------|
| 非上場株式 | 55,737     |

### 3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

#### (1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

| 区分      | 時価（千円）  |      |      |         |
|---------|---------|------|------|---------|
|         | レベル1    | レベル2 | レベル3 | 合計      |
| 投資有価証券  |         |      |      |         |
| その他有価証券 |         |      |      |         |
| 株式      | 273,247 | —    | —    | 273,247 |
| 資産計     | 273,247 | —    | —    | 273,247 |

#### (2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

| 区分           | 時価（千円） |         |      |         |
|--------------|--------|---------|------|---------|
|              | レベル1   | レベル2    | レベル3 | 合計      |
| 長期借入金        | —      | 288,535 | —    | 288,535 |
| （一年内返済予定を含む） |        |         |      |         |
| 負債計          | —      | 288,535 | —    | 288,535 |

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

#### 投資有価証券

投資有価証券は全て上場株式であり相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

## 長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

## 1 株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1,857円15銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 92円27銭    |

## 収益認識に関する注記

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：千円)

| 製品及びサービスごとの区分 | 外部顧客に対する売上高 |
|---------------|-------------|
| 計測制御デバイス      | 2,370,840   |
| 電源パワー制御       | 3,952,601   |
| 環境エネルギー       | 2,128,017   |
| 校正・修理         | 686,602     |
| 顧客との契約から生じる収益 | 9,138,062   |

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は「会計方針に関する事項 6. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 顧客との契約に基づく履行義務の充足と当該契約から生じるキャッシュ・フローとの関係並びに当連結会計年度末において存在する顧客との契約から翌連結会計年度以降に認識すると見込まれる収益の金額及び時期に関する情報

当連結会計年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債の残高に含まれていた金額に重要性はありません。

なお、当連結会計年度において、過去の期間に充足した履行義務から認識した収益の額には重要性はありません。

## 追加情報

### 子会社の解散及び清算

2026年3月19日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社NFブロッサムテクノロジーズを解散することが決議され、現在清算手続きを進めております。

## 1. 解散の理由

株式会社NFブロッサムテクノロジーズは、2019年12月に設立された後、それまで当社が伊藤忠商事株式会社と協働で展開してきた家庭用蓄電池事業を引き継ぐ形で、当社60％・伊藤忠商事株式会社40％の合併会社として運営をスタートして以降、市場への商品供給を通して多くのお客さまのご支持を頂くとともに、当社グループの電力制御・変換技術のビジネス展開において多くの成果を収め、当社グループの業績発展に多大な貢献を果たしてまいりました。

一方、電力の固定価格買取制度（FIT）から市場連動型のFIP制度への移行に伴い、当社グループにおいては、その後の家庭用蓄電池製品の需要変化や製品価格競争の激化などの市場変化への対応として、予てより、中長期的に安定した発展市場としての産業用蓄電システム市場や、水素等の再生可能エネルギー活用市場に向けての事業再編に取り組んでまいりました。

今回、株式会社NFブロッサムテクノロジーズの解散を以て、より一層、当社グループが強みとする大電力変換技術を活かした事業の選択と集中を行い、環境エネルギー関連分野での事業展開を加速していくことで、当社グループとしての更なる事業成長を目指してまいります。

## 2. 当該子会社の名称、事業内容及び出資比率

- ①名称 株式会社NFブロッサムテクノロジーズ
- ②事業内容 蓄電池システムの開発、製造、販売およびメンテナンス
- ③出資比率 当社60％、伊藤忠商事株式会社 40％

## 3. 解散及び清算の時期

|        |            |
|--------|------------|
| 臨時株主総会 | 2026年3月31日 |
| 清算終了   | 未定         |

## 4. 当該子会社の状況、負債総額

|      |           |
|------|-----------|
| 純資産額 | 2,758 百万円 |
| 総資産額 | 2,974 百万円 |

## 5. 当該解散及び清算による損益への影響

当該子会社の解散及び清算による影響により発生する費用が損益に与える影響は「連結計算書類 連結注記表 連結損益計算書に関する注記」をご参照ください。

## 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社エヌエフホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川端孝祐  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社エヌエフホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社エヌエフホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。

- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。

- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

- ・ 連結計算書類に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結計算書類の監査を計画し実施する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指揮、監督及び査閲に責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度における取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役および監査役会の監査の方法およびその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況および結果について報告を受けるほか、取締役等および会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施いたしました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および主要な事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項および第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役および使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針および同号ロの各取り組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
  - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視および検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表）について検討いたしました。

## 2. 監査の結果

### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容および取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取り組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

### (2) 計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人EY新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2026年5月22日

株式会社エヌエフホールディングス 監査役会

常勤監査役 池 上 雅 幸 ㊟

監 査 役 辻 毅 一 郎 ㊟

監 査 役 水 井 潔 ㊟

(注) 常勤監査役池上雅幸、監査役辻毅一郎および監査役水井潔は、会社法第2条第16号および第335条第3項に定める社外監査役であります。

# 貸 借 対 照 表

(2026年3月31日現在)

(単位：千円)

| 資 産 の 部           |            | 負 債 の 部                 |            |
|-------------------|------------|-------------------------|------------|
| 科 目               | 金 額        | 科 目                     | 金 額        |
| 流 動 資 産           | 6,084,046  | 流 動 負 債                 | 1,783,693  |
| 現 金 及 び 預 金       | 2,374,182  | 支 払 手 形                 | 1,337      |
| 売 掛 金             | 256,121    | 買 掛 金                   | 500,922    |
| 仕 掛 品             | 1,311      | 電 子 記 録 債 務             | 316,160    |
| 原 材 料             | 44,071     | リ ー ス 債 務               | 2,976      |
| 前 払 費 用           | 32,910     | 未 払 金                   | 212,686    |
| 短 期 貸 付 金         | 1,304,000  | 未 払 費 用                 | 33,417     |
| 未 収 入 金           | 2,030,923  | 未 払 法 人 税 等             | 90,184     |
| そ の 他             | 40,526     | 未 払 消 費 税 等             | 2,689      |
| 固 定 資 産           | 6,831,489  | 預 り 金                   | 539,290    |
| 有 形 固 定 資 産       | 3,194,619  | 賞 与 引 当 金               | 42,514     |
| 建 物               | 1,388,578  | 役 員 賞 与 引 当 金           | 22,000     |
| 構 築 物             | 113,501    | 設 備 電 子 記 録 債 務         | 19,512     |
| 機 械 装 置 及 び 運 搬 具 | 15,018     | 固 定 負 債                 | 345,854    |
| 工 具、器 具 及 び 備 品   | 33,514     | 長 期 借 入 金               | 300,000    |
| 土 地               | 1,634,299  | リ ー ス 債 務               | 7,538      |
| リ ー ス 資 産         | 9,225      | 長 期 未 払 金               | 16,018     |
| 建 設 仮 勘 定         | 480        | 資 産 除 去 債 務             | 12,298     |
| 無 形 固 定 資 産       | 46,450     | そ の 他                   | 10,000     |
| ソ フ ト ウ エ ア       | 46,450     | 負 債 合 計                 | 2,129,548  |
| 投 資 そ の 他 の 資 産   | 3,590,419  | 純 資 産 の 部               |            |
| 投 資 有 価 証 券       | 244,707    | 株 主 資 本                 | 10,702,205 |
| 関 係 会 社 株 式       | 3,267,275  | 資 本 剰 余 金               | 3,317,200  |
| 関 係 会 社 出 資 金     | 28,018     | 資 本 剰 余 金               | 1,098,302  |
| 長 期 前 払 費 用       | 745        | 資 本 準 備 金               | 1,098,302  |
| 敷 金 ・ 保 証 金       | 20,513     | 利 益 剰 余 金               | 6,310,442  |
| 繰 延 税 金 資 産       | 24,349     | 利 益 準 備 金               | 98,862     |
| そ の 他             | 4,810      | そ の 他 利 益 剰 余 金         | 6,211,580  |
|                   |            | 別 途 積 立 金               | 4,536,000  |
|                   |            | 繰 越 利 益 剰 余 金           | 1,675,580  |
|                   |            | 自 己 株 式                 | △23,739    |
|                   |            | 評 価 ・ 換 算 差 額 等         | 83,782     |
|                   |            | そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 | 83,782     |
|                   |            | 純 資 産 合 計               | 10,785,988 |
| 資産合計              | 12,915,536 | 負債及び純資産合計               | 12,915,536 |

# 損 益 計 算 書

(自 2025年4月1日  
至 2026年3月31日)

(単位：千円)

| 科 目                   | 金 額       |           |
|-----------------------|-----------|-----------|
| 営 業 収 益 及 び 売 上 高     |           |           |
| 営 業 収 益               | 1,567,703 |           |
| 売 上 高                 | 430,692   | 1,998,396 |
| 売 上 原 価               |           | 1,732     |
| 売 上 総 利 益             |           | 1,996,663 |
| 販 売 費 及 び 一 般 管 理 費   |           | 1,215,019 |
| 営 業 利 益               |           | 781,643   |
| 営 業 外 収 益             |           |           |
| 受 取 利 息 及 び 割 引 料     | 34,633    |           |
| 受 取 配 当 金             | 11,795    |           |
| そ の 他                 | 8,600     | 55,028    |
| 営 業 外 費 用             |           |           |
| 支 払 利 息               | 6,507     |           |
| 為 替 差 損               | 2,506     |           |
| そ の 他                 | 1,063     | 10,077    |
| 経 常 利 益               |           | 826,595   |
| 特 別 損 失               |           |           |
| 固 定 資 産 除 却 損         | 922       |           |
| 関 係 会 社 株 式 評 価 損     | 92,132    |           |
| そ の 他                 | 1,000     | 94,054    |
| 税 引 前 当 期 純 利 益       |           | 732,540   |
| 法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税 | 179,714   |           |
| 法 人 税 等 調 整 額         | △22,716   | 156,998   |
| 当 期 純 利 益             |           | 575,541   |

## 株主資本等変動計算書

（自 2025年4月1日）  
（至 2026年3月31日）

（単位：千円）

|                     | 株主資本      |           |           |        |           |           |           |
|---------------------|-----------|-----------|-----------|--------|-----------|-----------|-----------|
|                     | 資本金       | 資本剰余金     |           | 利益剰余金  |           |           |           |
|                     |           | 資本準備金     | 資本剰余金合計   | 利益準備金  | その他利益剰余金  |           | 利益剰余金合計   |
|                     |           |           |           |        | 別途積立金     | 繰越利益剰余金   |           |
| 当期首残高               | 3,317,200 | 1,098,302 | 1,098,302 | 98,862 | 4,536,000 | 1,324,638 | 5,959,501 |
| 当期変動額               |           |           |           |        |           |           |           |
| 剰余金の配当              |           |           |           |        |           | △224,600  | △224,600  |
| 当期純利益               |           |           |           |        |           | 575,541   | 575,541   |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |           |           |           |        |           |           |           |
| 当期変動額合計             | －         | －         | －         | －      | －         | 350,941   | 350,941   |
| 当期末残高               | 3,317,200 | 1,098,302 | 1,098,302 | 98,862 | 4,536,000 | 1,675,580 | 6,310,442 |

|                     | 株主資本    |            | 評価・換算差額等     |            | 純資産合計      |
|---------------------|---------|------------|--------------|------------|------------|
|                     | 自己株式    | 株主資本合計     | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算差額等合計 |            |
| 当期首残高               | △23,739 | 10,351,264 | 50,828       | 50,828     | 10,402,093 |
| 当期変動額               |         |            |              |            |            |
| 剰余金の配当              |         | △224,600   |              |            | △224,600   |
| 当期純利益               |         | 575,541    |              |            | 575,541    |
| 株主資本以外の項目の当期変動額（純額） |         |            | 32,953       | 32,953     | 32,953     |
| 当期変動額合計             | －       | 350,941    | 32,953       | 32,953     | 383,895    |
| 当期末残高               | △23,739 | 10,702,205 | 83,782       | 83,782     | 10,785,988 |

## 個別注記表

### 重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法  
関係会社株式及び関係会社出資金  
移動平均法による原価法

その他有価証券

- (1) 市場価格のない株式等以外のもの  
時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し売却原価は移動平均法により算定しております。）
  - (2) 市場価格のない株式等  
移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
    - (1) 有形固定資産  
定率法によっております。  
ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

|           |        |
|-----------|--------|
| 建物        | 3年～50年 |
| 工具、器具及び備品 | 2年～20年 |

ファイナンス・リース取引

（借主側）

所有権移転外ファイナンス・リース取引

①リース資産の内容

・有形固定資産

主として、工具、器具及び備品、車両運搬具であります。

②リース資産の減価償却の方法

リース期間を耐用年数とし、残存価額をゼロとする定額法によっております。

- (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（3～5年）に基づく定額法によっております。

- (3) 長期前払費用

定額法（2～30年）によっております。

### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 賞与引当金

従業員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額の当期負担額を計上しております。

#### (2) 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額の当期負担額を計上しております。

### 4. 重要な収益及び費用の計上基準

当社の収益は、代理購買、開発受託に係る技術の移転、子会社からの経営指導料、業務委託料、固定資産賃借料および受取配当金となります。当社は子会社の代理として材料等の一括購買を行っており、外部取引先から仕入れた材料等を子会社へ売却しております。当社が代理人として関与した取引については、純額で収益を認識しております。開発受託に係る技術の移転については、契約に基づき技術資産に係る権利を顧客に移転することが履行義務であり、当該権利移転が完了した時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。経営指導料および業務委託料については、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。固定資産賃借料については、子会社への契約内容に応じた固定資産を貸与することが履行義務であり、貸与が実施された時点で当社の履行義務が充足されることから、当該時点で収益を認識しております。受取配当金については、収益認識基準第3項により同会計基準適用の対象外となるため、収益を理解するための基礎となる情報の記載を省略しております。

### 5. グループ通算制度の適用

グループ通算制度を適用しております。

### 貸借対照表に関する注記

|                   |             |
|-------------------|-------------|
| 1. 関係会社に対する金銭債権   |             |
| 短期金銭債権            | 3,339,540千円 |
| 2. 関係会社に対する金銭債務   |             |
| 短期金銭債務            | 720,962千円   |
| 3. 有形固定資産の減価償却累計額 | 1,897,674千円 |
| 4. 担保に供している資産     |             |
| 建物                | 133,293千円   |
| 土地                | 28,526千円    |

(注) 当該担保資産は金融機関借入に対する担保提供ですが、当連結会計年度末現在、対応債務はありません。

### 損益計算書に関する注記

|            |             |
|------------|-------------|
| 関係会社との取引高  |             |
| 営業取引による取引  |             |
| 1. 営業収益    | 1,564,900千円 |
| 2. その他     | 20,038千円    |
| 営業取引以外の取引高 | 33,789千円    |

#### 関係会社株式評価損

2026年3月19日の取締役会において、当社の家庭用蓄電システム事業の事業整理の一環として、連結子会社である株式会社N Fブロッサムテクノロジーズを解散することを決議しました。これに伴い、当社が保有する同社株式について関係会社株式評価損92,132千円を計上しております。

### 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

(単位：株)

|      | 当期首<br>株式数 | 当期増加<br>株式数 | 当期減少<br>株式数 | 当期末<br>株式数 |
|------|------------|-------------|-------------|------------|
| 普通株式 | 51,226     | —           | —           | 51,226     |

## 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

### 繰延税金資産

|                 |            |
|-----------------|------------|
| 賞与引当金           | 13,379 千円  |
| 未払退職金           | 840 千円     |
| 未払役員退職慰労金       | 4,200 千円   |
| 未払事業税           | 7,755 千円   |
| 関係会社株式評価損       | 28,993 千円  |
| その他             | 13,338 千円  |
| 繰延税金資産小計        | 68,507 千円  |
| 評価性引当額          | △5,643 千円  |
| 繰延税金資産合計        | 62,863 千円  |
| 繰延税金負債          |            |
| その他有価証券評価差額金    | △36,906 千円 |
| 資産除去債務に対応する除去費用 | △1,608 千円  |
| 繰延税金負債合計        | △38,514 千円 |
| 繰延税金資産の純額       | 24,349 千円  |

## 法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理

当社はグループ通算制度を適用しております。また、「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」（実務対応報告第42号 2021年8月12日）に従って、法人税及び地方法人税の会計処理又はこれらに関する税効果会計の会計処理並びに開示を行っております。

## 関連当事者との取引に関する注記

| 種 類 | 会社等の名称            | 議 決 権 等<br>の 所 有<br>(被 所 有)<br>割 合 (%) | 関連当事者<br>との関係                                                | 取引の内容                            | 取引金額<br>(千円) | 科 目       | 期末残高<br>(千円) |
|-----|-------------------|----------------------------------------|--------------------------------------------------------------|----------------------------------|--------------|-----------|--------------|
| 子会社 | (株)NFテクノロジーコマース   | 所有直接<br>100                            | 役員の兼任                                                        | 資金の預かり<br>(注)1                   | 115,375      | 預り金       | 160,375      |
| 子会社 | (株)NFプロッサムテクノロジーズ | 所有直接<br>60                             | 業務受託<br>役員の兼任                                                | 経営指導料及び<br>業務委託料の受<br>取り<br>(注)2 | 52,035       | 未収入金      | 5,240        |
| 子会社 | (株)エヌエフ回路設計ブロック   | 所有直接<br>100                            | 資金の貸<br>付<br>業務受託<br>役員の兼任<br>不動産・<br>設備の賃<br>貸<br>手形の割<br>引 | 資金の貸付<br>(注)1                    | 1,200,000    | 短期貸付<br>金 | 1,200,000    |
|     |                   |                                        |                                                              | 利息の受取り                           | 28,036       | —         | —            |
|     |                   |                                        |                                                              | 資金の預かり<br>(注)1                   | 30,203       | 預り金       | 230,000      |
|     |                   |                                        |                                                              | 経営指導料及び<br>業務委託料の受<br>取り<br>(注)2 | 935,494      | 未収入金      | 90,363       |
|     |                   |                                        |                                                              | 代理購買<br>(注)3                     | —            | 未収入金      | 1,669,479    |
|     |                   |                                        |                                                              | 不動産・設備賃<br>借料の受取り                | 246,561      | 未収入金      | 20,489       |
|     |                   |                                        |                                                              | 手形割引料の受<br>取り                    | 4,122        | —         | —            |

- (注) 1. 余剰資金の預り及び資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、取引が反復的に行われているため、取引額は期中の平均残高を記載しております。
2. 経営指導料及び業務委託料は、受託業務の対価として請求しております。
3. 代理購買については、当社が子会社の代理として購買しており市場からの調達原価と同額のため、取引金額には含めておりません。

## 1株当たり情報に関する注記

- |                 |           |
|-----------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額    | 1,536円73銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益金額 | 82円00銭    |

## 収益認識に関する注記

- 収益を理解するための基礎となる情報は「重要な会計方針 4. 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

## 追加情報

### 子会社の解散及び清算

2026年3月19日開催の当社取締役会において、当社の連結子会社である株式会社NFブロッサムテクノロジーズを解散することが決議され、現在清算手続きを進めております。

なお、詳細につきましては、「連結計算書類 連結注記表 追加情報」に記載のとおりであります。

## 会計監査人の監査報告書

### 独立監査人の監査報告書

2026年5月20日

株式会社エヌエフホールディングス  
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 池内基明  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 川端孝祐  
業務執行社員

#### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社エヌエフホールディングスの2025年4月1日から2026年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

#### 期末配当に関する事項

当社の剰余金の配当につきましては、中長期的な発展をも見据え、経営的、総合的観点から、安定配当を基本に、業績等を総合的に勘案して決定する方針といたしております。

#### (1) 配当財産の種類

金銭といたします。

#### (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金36円

なお、この場合の配当総額は252,675,864円となります。

#### (3) 剰余金の配当が効力を生ずる日

2026年6月26日

## 第2号議案 補欠監査役1名選任の件

監査役が法定人員を満たせなくなった場合に備えて、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

選任の効力は、監査役就任前に限り、監査役会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものとさせていただきます。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

| 氏 名<br>(生年月日)                     | 略歴、地位および重要な兼職の状況                                                                                                                        | 所有する当<br>社株数の数 |
|-----------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------|
| ひろせ てつや<br>廣瀬 哲也<br>(1976年7月10日生) | 2004年4月 北海道大学大学院情報科学研究科助手<br>2007年4月 同大学大学院情報科学研究科助教<br>2008年4月 神戸大学大学院工学研究科講師<br>2009年10月 同大学大学院工学研究科准教授<br>2019年3月 大阪大学大学院工学研究科教授（現任） | 0株             |

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 廣瀬哲也氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 廣瀬哲也氏は、直接企業経営に関与した経験はありませんが、集積エレクトロニクスを中心に、研究者として長年に亘り学術的な研鑽を重ねたことに加えて、大学および大学院教授として深い学識と高い見識を有することから、高い様々な視点で経営全般に対する監査機能を期待し、補欠の社外監査役候補者とするものであります。また、同氏が監査役に就任した場合には、当社は同氏と、会社法第423条第1項の損害賠償責任について、法令が規定する額を上限とする旨の責任限定契約を締結する予定であります。
4. 廣瀬哲也氏が監査役に就任した場合には、東京証券取引所の定める独立役員に指定し、届け出る予定であります。
5. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により填補することとしております。廣瀬哲也氏が監査役に就任した場合、当該保険契約の被保険者に含められることとなります。

### 第3号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収への対応方針）継続の件

当社の「当社株式の大規模買付行為に関する対応策」（「現プラン」）の有効期限は、本定時株主総会終結の時までとなっております。

当社は、2026年5月21日に開催された取締役会において、本定時株主総会における株主の皆様のご承認を条件として、現プランの内容を継続することを決定しております。

つきましては、現プランの継続につき、株主の皆様のご承認をお願いするものであります。（以下、継続後の対応策を「本プラン」といいます。）

#### 1. 企業理念および企業価値の源泉並びに本プランの目的

##### (1) 企業理念および企業価値の源泉

当社は、創業以来半世紀以上に亘りユニークでオリジナルな製品を開発し社会に貢献することを企業理念としてまいりました。この企業理念に基づいて、独創技術を蓄積し更にそれに磨きをかけながら、技術力を生かした最先端の製品を供給し続けることによって、幅広い顧客から信頼を頂いてまいりました。また、最近では、創業以来培ってきた独創技術を核として、顧客の先端技術開発に貢献できる製品開発とトータルソリューション営業体制を確立するべく、経営努力を重ねております。

以上のような企業理念に貫かれた技術力の蓄積・発展と顧客をはじめとするステークホルダーの方々との信頼関係とが当社の企業価値の源泉と認識しており、これを一層強化することが、株主共同の利益の維持・向上に資するものと考えております。

##### (2) 本プランの目的

本プランは、事業報告6. 会社の体制および方針(3)で述べた会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることによって、当社の企業価値、株主共同の利益が毀損されることを防止するための取り組みです。

当社取締役会は、当社株式に対して大規模な買付行為が行われた場合に、株主の皆様が適切な判断をするために、必要な情報や時間を確保し、買付者等との交渉等が一定の合理的なルールに従って行われることが、企業価値ひいては株主共同の利益に合致すると考え、以下の内容の大規模買付時における情報提供と検討時間の確保等に関する一定のルール（以下「大規模買付ルール」といいます。）を設定することとし、会社の支配に関する基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付行為がなされた場合の対抗措置を含めた買収への対応方針として現プランを継続する方針を決定したものです。

本プランの概要につきましては、別紙1をご参照ください。

## 2. 本プランの対象となる当社株式の買付

本プランの対象となる当社株式の買付とは、特定株主グループ（注1）の議決権割合（注2）を20%以上とすることを目的とする当社株券等（注3）の買付行為、または結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株券等の買付行為（いずれについてもあらかじめ当社取締役会が同意したものを除き、また市場取引、公開買付け等の具体的な買付方法の如何を問いません。以下、かかる買付行為を「大規模買付行為」といい、かかる買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）とします。

注1：特定株主グループとは、

（i） 当社の株券等（金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいいます。）の保有者（同法第27条の23第3項に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下同じとします。）およびその共同保有者（同法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づく共同保有者とみなされる者を含みます。以下同じとします。）、

（ii） 当社の株券等（同法第27条の2第1項に規定する株券等をいいます。）の買付け等（同法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所金融商品市場において行われるものを含みます。）を行う者およびその特別関係者（同法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいいます。）、または

（iii） 上記(i)もしくは(ii)に掲げる者との間で、当社の株券等の取得、保有、議決権の行使等について、もしくは買収後の当社の経営方針等について、明示的または黙示的を問わず、合意、契約、取決めその他の調整に基づき、実質的に協調して行動していると独立委員会が合理的に認める者を意味します。

注2：議決権割合とは、

（i） 特定株主グループが、注1の(i)記載の場合は、当該保有者の株券等保有割合（金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合をいいます。この場合においては、当該保有者の共同保有者の保有株券等の数（同項に規定する保有株券等の数をいいます。以下同じとします。）も加算するものとします。）または、

（ii） 特定株主グループが、注1の(ii)記載の場合は、当該大規模買付者および当該特別関係者の株券等所有割合（同法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合をいいます。）の合計をいいます。

各議決権割合の算出に当たっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定するものをいいます。）および発行済株式の総数は、有価証券報告書、半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたもので参照することができるものとします。

注3：株券等とは、金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等または

同法第27条の2第1項に規定する株券等のいずれかに該当するものを意味します。

### 3. 独立委員会の設置

本プランを適正に運用し、当社決定の合理性・公正性を担保するため、独立委員会規程（概要につきましては、別紙2をご参照ください。）を定めるとともに、独立委員会を設置しております。独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行から独立している社外監査役または社外有識者（注4）のいずれかに該当する者の中から選任します。（本プラン継続後の独立委員会の委員につきましては、別紙3をご参照ください。）

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、本プランに係る重要な判断に際しては、当社取締役会は、独立委員会に諮問することとし、当社取締役会は独立委員会の勧告を最大限尊重するものとします。独立委員会の勧告内容については、その概要を適宜情報開示することとします。

なお、独立委員会の判断が、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するようになされることを確保するために、独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとします。

注4：社外有識者とは、実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準ずる者をいいます。

### 4. 大規模買付ルールの概要

当社が設定する大規模買付ルールとは、①事前に大規模買付者が当社取締役会に対して、必要かつ十分な情報を提供し、②当社取締役会による一定の評価期間が経過した後大規模買付行為を開始する、というものです。その概要は以下のとおりです。

#### (1) 大規模買付者による当社に対する意向表明書の事前提出

大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為または大規模買付行為の提案に先立ち、まず、以下の内容等を記載した意向表明書を提出していただきます。

##### ①大規模買付者の名称、住所

- ②設立準拠法
- ③代表者の氏名
- ④国内連絡先
- ⑤提案する大規模買付行為の概要
- ⑥本プランに定められた大規模買付ルールに従う旨の誓約

(2) 大規模買付者による当社に対する必要情報の提供

当社取締役会は、上記(1)①～⑥までの全てが記載された意向表明書を受領した日から10営業日以内に、大規模買付者に対して、大規模買付行為に関する情報（以下「必要情報」といいます。）として当社取締役会への提出を求める事項について記載した書面（以下「必要情報リスト」といいます。）を交付し、大規模買付者には、必要情報リストにしたがい、必要情報を当社取締役会に書面にて提出していただきます。

必要情報の具体的内容は、大規模買付者の属性、大規模買付行為の目的および内容によって異なりますが、一般的項目の一部は次のとおりです。

- ①大規模買付者およびそのグループ（共同保有者および特別関係者を含みます。）の詳細（名称、事業内容、経歴または沿革、資本構成、財務内容、当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）
- ②大規模買付行為の目的、方法および内容（大規模買付行為の対価の価額・種類、大規模買付行為の時期、関連する取引の仕組み、大規模買付行為の方法の適法性、大規模買付行為の実現可能性等を含みます。）
- ③大規模買付行為の価格の算定根拠（算定の前提となる事実、算定方法、算定に用いた数値情報および大規模買付行為にかかる一連の取引により生じることが予想される相乗効果の内容を含みます。）
- ④大規模買付行為の資金の裏付け（資金の提供者（実質的提供者を含みます。）の具体的名称、調達方法、関連する取引の内容を含みます。）
- ⑤当社および当社グループの経営に参画した後に想定している役員候補（当社および当社グループの事業と同種の事業についての経験等に関する情報を含みます。）、経営方針、事業計画、財務計画、資本政策、配当政策、資産活用策等
- ⑥当社および当社グループの経営に参画した後に予定する、当社および当社グループの取引先、顧客、従業員等のステークホルダーと当社および当社グループとの関係に関する変更の有無およびその内容

上記に基づき提出された必要情報について当社取締役会が精査した結果、当該必要情報が大規模買付行為を評価・検討するための情報として必要十分

でないと考えられる場合には、当社取締役会は、大規模買付者に対して必要情報がそろそろまで追加的に情報提供を求めることがあります。

なお、大規模買付行為の提案があった場合にはその事実を速やかに開示します。また、当社取締役会に提供された必要情報は、株主の皆様判断のために必要であると認められる場合には、当社取締役会が適切と判断する時点で、その全部または一部を開示します。

また、当社取締役会は、大規模買付行為を評価・検討するための必要十分な必要情報が大規模買付者から提出されたと判断した場合には、その旨の通知を大規模買付者に発送するとともに、独立委員会に対しても必要情報を提出し、その旨を開示します。

### (3) 当社取締役会による必要情報の評価・検討等

当社取締役会は、大規模買付行為の評価等の難易度に応じ、大規模買付者が当社取締役会に対し必要情報の提供を完了した後、対価を現金（円貨）のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合は最長60日間またはその他の大規模買付行為の場合は最長90日間を当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。したがって、大規模買付行為はかかる取締役会評価期間経過後にのみ、開始されるものとします。

取締役会評価期間中、当社取締役会は独立委員会に諮問し、また、必要に応じて独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を受けつつ、提供された必要情報を十分に評価・検討し、独立委員会からの勧告を最大限尊重した上で、当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、開示いたします。また、必要に応じ、大規模買付者との間で大規模買付行為に関する条件改善について交渉し、当社取締役会として株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

## 5. 大規模買付行為が実施された場合の対応

### (1) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合には、具体的な買付方法の如何にかかわらず、当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款が認める対抗措置をとることにより大規模買付行為に対抗する場合があります。

具体的にいかなる手段を講じるかについては、その時点で当社取締役会が買収防衛を行うために必要かつ相当な範囲で、最も適切と当社取締役会が判断

したものを選択することとします。当社取締役会が具体的対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当てを行う場合の概要は原則として別紙4に記載のとおりですが、実際に新株予約権の無償割当てを行う場合には、議決権割合が一定割合以上の特定株主グループに属さないことを新株予約権の行使条件とするなど、対抗措置としての効果を勘案した行使期間およびその他の行使条件を設けることがあります。

(2) 大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守した場合には、当社取締役会は、仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、当該買付提案についての反対意見を表明したり、代替案を提示するなど、株主の皆様を説得するに留め、原則として当該大規模買付行為に対する対抗措置はとりません。大規模買付者の買付提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該買付提案および当社が提示する当該買付提案に対する意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくことになります。

ただし、大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、当該大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、例外的に当社取締役会は、独立委員会の勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、必要かつ相当な範囲で、上記(1)で述べた対抗措置の発動を決定することができるものとします。

具体的には、以下のいずれかの類型に該当すると判断された場合には、当該大規模買付行為は当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと認められる場合に該当するものと考えます。

①真に当社グループの経営に参画する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の関係者に引き取らせる目的で当社株式の買収を行っている判断される場合（いわゆるグリーンメーラーである場合）

②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営に必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先や顧客等を大規模買付者やそのグループ会社等に移譲させるなど、いわゆる焦土化経営を行う目的で当社株式の買収を行っている判断される場合

③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大規模買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する予定で当社株式の買収を行っている判断される場合

④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの不動産、有価証券など高額資産等を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるかあるいは一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社株

式の高値売り抜けをする目的で当社株式の買収を行っているとは判断される場合

⑤大規模買付者の提案する当社株式の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付で当社株式の全部の買付を勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株式買付を行うことをいいます。）など、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社株式の売却を強要するおそれがあると判断される場合

⑥大規模買付者の提案する当社株式の買付条件（買付対価の種類および金額、当該金額の算定根拠、その他の条件の具体的内容、違法性の有無、実現可能性等を含むがこれに限りません。）が当社の本源的価値に照らして著しく不十分または不適切であると判断される場合

⑦大規模買付者による買付後の経営方針等が不十分または不適切であるため、当社グループの事業の成長性・安定性が阻害され、または顧客および公共の利益に重大な支障をきたすおそれがあると判断される場合

⑧当社グループの持続的な企業価値増大の実現のため必要不可欠な、従業員、顧客を含む取引先、債権者などの当社にかかる利害関係者との関係を破壊し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に反する重大なおそれをもたらす買付である場合

⑨大規模買付者が公序良俗の観点から当社の支配株主として不適切であると判断される場合

⑩その他①から⑨までに準じる場合で、当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合

### （3）取締役会の決議および株主総会の開催

独立委員会が対抗措置の発動について勧告を行い、発動について株主総会の開催、承認を要請する場合において、当社取締役会がこれを適切と判断するときは、株主の皆様に本プランによる対抗措置を発動することの可否を十分ご検討いただくための期間（以下、「株主検討期間」といいます。）として最長でも60日を超えない期間を設定し、当該株主検討期間中に当社株主総会を開催することがあります。

当社取締役会において、株主総会の開催および基準日の決定を決議した場合は、取締役会評価期間はその日をもって終了し、ただちに、株主検討期間に移行することとします。

当該株主総会の開催に際しては、当社取締役会は、大規模買付者が提供した必要情報、必要情報に対する当社取締役会の意見、当社取締役会の代替案その他当社取締役会が適切と判断する事項を記載した書面を、株主の皆様に

対し、株主総会招集通知とともに送付し、適時、適切にその旨を開示します。

株主総会において対抗措置の発動または不発動について決議された場合、当社取締役会は、当該株主総会の決議に従うものとします。したがって、当該株主総会が対抗措置を発動することを否決した場合には、当社取締役会は対抗措置を発動いたしません。当該株主総会の終結をもって株主検討期間は終了することとし、当該株主総会の結果は、決議後適時、適切に開示いたします。

#### (4) 大規模買付行為待機期間

株主検討期間を設けない場合は取締役会評価期間を、また株主検討期間を設ける場合には取締役会評価期間と株主検討期間とを合わせた期間を大規模買付行為待機期間とします。大規模買付行為待機期間においては、大規模買付行為は実施できないものとし、大規模買付行為待機期間の経過後にのみ大規模買付行為は開始できるものとします。

#### (5) 対抗措置発動の停止等について

上記(1)、(2)または(3)において、当社取締役会または株主総会が具体的な対抗措置を講ずることを決定した後、当該大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行った場合など、対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の意見または勧告を十分に尊重した上で、対抗措置の発動の停止または変更等を行うことがあります。

例えば、対抗措置として新株予約権の無償割当てを行う場合、当社取締役会において、無償割当てが決議され、または無償割当てが行われた後においても、大規模買付者が大規模買付行為の撤回または変更を行うなど対抗措置の発動が適切でないと当社取締役会が判断した場合には、独立委員会の勧告を受けた上で、新株予約権の効力発生日までの間は、新株予約権無償割当て等の中止、または新株予約権無償割当て後において、行使期間開始日までの間は、会社による新株予約権の無償取得の方法により対抗措置発動の停止を行うことができるものとします。

このような対抗措置発動の停止を行う場合は、独立委員会が必要と認める事項とともに速やかな情報開示を行います。

### 6. 本プランによる株主・投資家の皆様に与える影響等

#### (1) 大規模買付ルールが株主・投資家の皆様に与える影響等

大規模買付ルールは、株主の皆様が大規模買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や、現に当社の経営を担っている当社取締役会の意見

を提供し、株主の皆様が代替案の提示を受ける機会を確保することを目的としています。これにより株主の皆様は、十分な情報のもとで、大規模買付行為に応じるか否かについて適切な判断をすることが可能となり、そのことが当社の企業価値ひいては株主共同の利益の保護につながるものと考えます。したがって、大規模買付ルールの設定は、株主及び投資家の皆様が適切な投資判断を行う上での前提となるものであり、株主及び投資家の皆様の利益に資するものであると考えております。

なお、上記5.において述べたとおり、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守するか否か等により大規模買付行為に対する当社の対応方針が異なりますので、株主及び投資家の皆様におかれましては、大規模買付者の動向にご注意ください。

## (2) 対抗措置発動時に株主・投資家の皆様に与える影響

大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しなかった場合または大規模買付ルールが遵守されている場合であっても、大規模買付行為が当社に回復し難い損害をもたらすなど当社の企業価値ひいては株主共同の利益を著しく損なうと判断される場合には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を守ることを目的として、新株予約権の無償割当て等、会社法その他の法律および当社定款により認められている対抗措置をとることがありますが、当該対抗措置の仕組み上、株主の皆様（大規模買付ルールを遵守しない大規模買付者および会社に回復し難い損害をもたらすなど当社株主全体の利益を損なうと認められるような大規模買付行為を行う大規模買付者を除きます。）が法的権利または経済的側面において格別の損失を被るような事態が生じることは想定しておりません。

当社取締役会が具体的対抗措置をとることを決定した場合には、法令および当社が上場する金融商品取引所の規則に従って適時適切な開示を行います。

対抗措置の一つとして、新株予約権の無償割当てを実施する場合には、株主の皆様は引受けの申込みを要することなく新株予約権の割当てを受け、また当社が新株予約権の取得の手続きをとることにより、新株予約権の行使価額相当の金銭を払込むことなく当社による新株予約権の取得の対価として当社株式を受領することになるため、申込みや払込み等の手続は必要となりません。ただし、この場合当社は、新株予約権の割当てを受ける株主の皆様に対し、別途ご自身が新株予約権者でないこと等を誓約する当社所定の書式による書面のご提出を求めることがあります。

なお、独立委員会の勧告を受けて、当社取締役会の決定により当社が当該新株予約権の発行の中止または発行した新株予約権の無償取得を行う場合に

は、当該新株予約権の無償割当てを受けるべき株主が確定した後（権利落ち日以降）に当社株式の価値の希釈化が生じることを前提にして売買等を行った株主または投資家の皆様は、株価の変動により不測の損害を被る可能性があります。

#### 7. 本プランの適用開始、有効期限および廃止

本プランの有効期間は、本定時株主総会終結の時から2029年3月31日に終了する事業年度に係る当社定時株主総会終結の時までの約3年間とします。

ただし、本プランは、本定時株主総会において承認可決された後であっても、①当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合、②当社取締役会により本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、その時点で廃止されるものとします。

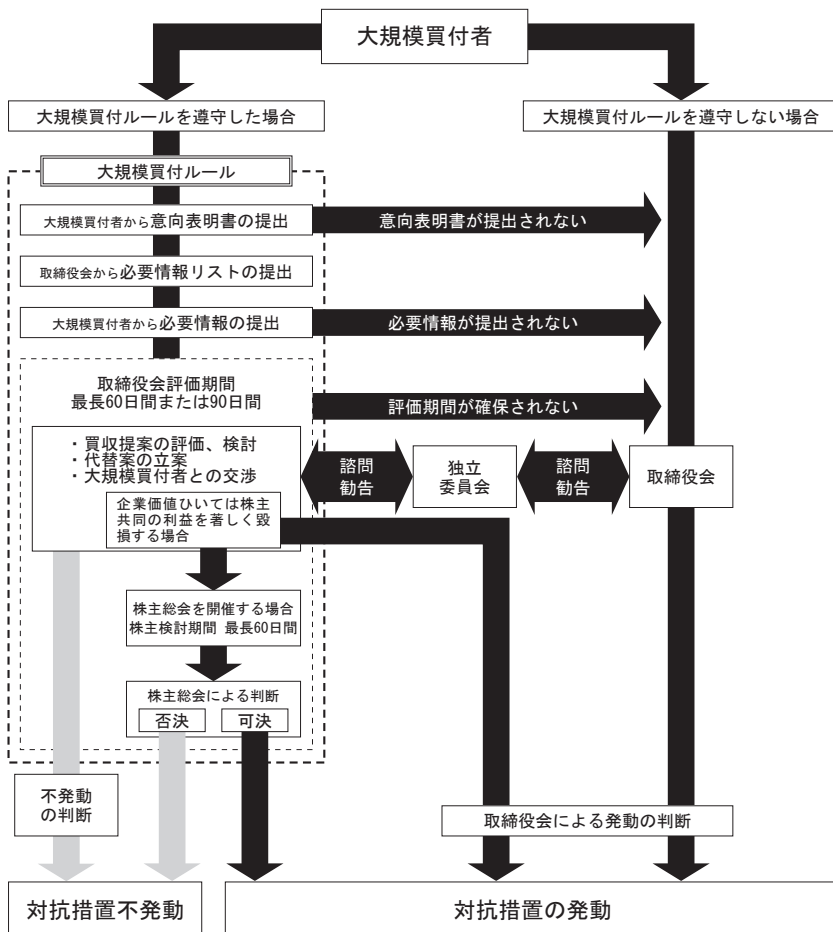
また、本プランの有効期間中であっても、企業価値ひいては株主共同の利益の向上の観点から随時見直しを行い、当社株主総会の承認可決を得て本プランの変更を行うことがあります。

なお、当社取締役会は、本プランの有効期間中であっても、本プランに関する法令、証券取引所の規則等の新設または改廃が行われ、かかる新設または改廃を反映するのが適切である場合、誤字脱字等の理由により字句の修正を行うのが適切である場合等、株主の皆様には不利益を与えない場合には、独立委員会の賛同を得た上で、本プランを修正または変更する場合があります。

以上のように、当社取締役会が本プランについての継続、変更、廃止等の決定を行った場合には、その内容につき速やかに開示します。

以 上

## 本プランの概要



(注) 本図はあくまでもイメージであり、詳しくは本文を参照してください。

## 独立委員会規程の概要

- ・ 独立委員会は当社取締役会の決議により設置される。
- ・ 独立委員会の委員は3名以上とし、公正で中立的な判断を可能とするため、当社の業務執行を行う経営陣から独立した社外監査役または社外有識者（実績のある会社経営者、官庁出身者、弁護士、公認会計士、学識経験者またはこれらに準じる者）のいずれかに該当する者の中から、当社取締役会の決議に基づき選任される。その任期は、原則として、社外監査役である委員の場合は監査役としての任期と同じとし、社外有識者である委員の場合は概ね3年程度とする。
- ・ 独立委員会は、大規模買付者が大規模買付ルールを遵守したか否かの判断、大規模買付行為が当社の企業価値および株主共同の利益を著しく損なうと認められるか否かの判断、対抗措置の発動不発動の判断、一旦発動した対抗措置の停止の判断など、当社取締役会から諮問のある事項について、原則としてその決定の内容を、その理由および根拠を付して当社取締役会に対して勧告する。なお、独立委員会の各委員は、こうした決定にあたっては、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するか否かの観点からこれを行うこととする。
- ・ 独立委員会は、当社の費用で、独立した第三者である専門家（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家）等の助言を得ることができるものとする。
- ・ 独立委員会の決議は、出席した委員の過半数をもってこれを行う。

以 上

## 独立委員会委員の略歴

本プラン継続後の独立委員会の委員は、以下の3名を予定しております。

池 上 雅 幸

略 歴：

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 1996年6月 | (株)本田技術研究所栃木研究所主任研究員 |
| 2010年4月 | 同社四輪R&Dセンター管理室       |
| 2018年6月 | 当社常勤監査役（社外監査役）（現任）   |
| 2018年6月 | 当社独立委員会委員（現任）        |

辻 毅一郎

略 歴：

|          |                     |
|----------|---------------------|
| 1988年12月 | 大阪大学工学部教授           |
| 2005年5月  | 同大学総長補佐             |
| 2007年4月  | 同大学名誉教授             |
| 2007年8月  | 同大学理事               |
| 2008年8月  | 同大学理事・副学長           |
| 2012年6月  | 当社非常勤監査役（社外監査役）（現任） |
| 2012年6月  | 当社独立委員会委員（現任）       |
| 2017年4月  | 奈良学園大学学長            |

水 井 潔

略 歴：

|         |                      |
|---------|----------------------|
| 2003年4月 | 関東学院大学工学部教授          |
| 2010年4月 | 同大学工学部情報ネット・メディア工学科長 |
| 2013年4月 | 同大学理工学部教授            |
|         | 同大学理工学部理工学科情報学系長     |
| 2023年6月 | 当社非常勤監査役（社外監査役）（現任）  |
| 2023年6月 | 当社独立委員会委員（現任）        |
| 2026年4月 | 関東学院大学情報学部情報学科教授（現任） |
| 2026年5月 | 同大学情報学部情報学科長（現任）     |

上記、各独立委員と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

## 新株予約権無償割当ての概要

### 1. 新株予約権無償割当ての対象となる株主およびその割当て方法

当社取締役会で定める割当て期日における最終の株主名簿に記録された株主に  
対し、その所有する当社普通株式（ただし、当社の所有する当社普通株式を除  
く。）1株につき1個の割合で新たに払込みをさせないで新株予約権を割当てる。

### 2. 新株予約権の目的となる株式の種類および数

新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、新株予約権1個当た  
りの目的となる株式の数は1株とする。ただし、当社が株式分割または株式併合  
を行う場合は、所要の調整を行うものとする。

### 3. 株主に割当てる新株予約権の総数

当社取締役会が定める割当て期日における当社発行可能株式総数から当社普通  
株式の発行済株式総数（当社の所有する当社普通株式を除く。）を減じた数を上限  
とする。当社取締役会は、複数回にわたり新株予約権の割当てを行うことがある。

### 4. 各新株予約権の行使に際して出資される財産およびその価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その価額は1円以上  
で当社取締役会が定める額とする。なお、当社取締役会が新株予約権を取得す  
ることを決定した場合には、行使価額相当の金額を払込むことなく、当社による新  
株予約権の取得の対価として、株主に新株を交付することがある。

### 5. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡による当該新株予約権の取得については、当社取締役会の承  
認を要する。

### 6. 新株予約権の行使条件

大規模買付者等を含む特定株主グループに属する者（ただし、あらかじめ当社  
取締役会が同意した者を除く。）は、新株予約権を行使できないものとする。な  
お、詳細については、当社取締役会が別途定めるものとする。

### 7. 新株予約権の行使期間等

新株予約権の割当てがその効力を生ずる日、行使期間、取得条項その他必要な  
事項については、当社取締役会が別途定めるものとする。なお、取得条項につい  
ては、上記6.の行使条件のため新株予約権の行使が認められない者以外の者が有  
する新株予約権を当社が取得し、新株予約権1個につき当社取締役会が別途定め  
る株数の当社普通株式を交付することができる旨や当社が新株予約権に当社株式  
を交付することなく無償にて新株予約権を取得する旨の条項を定めることがある。

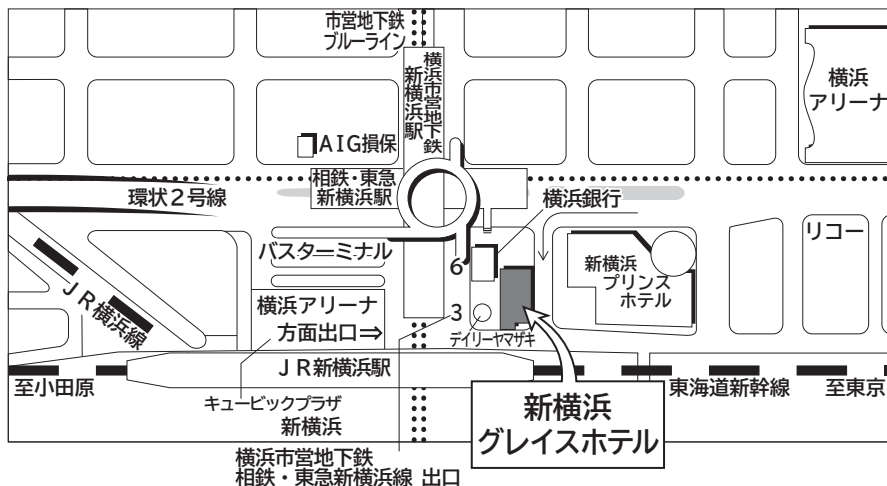
以 上

## 第73回定時株主総会会場ご案内図

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目6番15号

新横浜グレイスホテル

電話：045-474-5111（代表）



◎ご利用いただく交通機関

最寄り駅 ●J R 横浜線・東海道新幹線 新横浜駅 北口  
横浜アリーナ方面出口 徒歩3分

●横浜市営地下鉄 新横浜駅 3番出口 6番出口 徒歩3分

●相鉄・東急新横浜線 新横浜駅 3番出口 6番出口 徒歩3分